

令和6年
12月号

広報ひがしお

鳥栖警察署
東尾交番
TEL 83-2131
作成者 森あゆな

冬の交通安全県民運動

令和6年12月11日(水)～令和6年12月20日(金)

冬の交通安全県民運動は、「やめよう！佐賀のよかろうもん運転」をスローガンに12月11日から12月20日の10日間実施されます。

運動の重点は、

1 横断歩行者を始めとした歩行者の保護

- ★ 横断歩道は歩行者優先：横断歩道を横断中、または、横断しようとする歩行者がいるときは、横断歩道の手前で一時停止をしなければなりません

2 携帯電話使用を始めとした「よかろうもん運転」の根絶

- ★ 「よかろうもん運転」の根絶：スマホ使ってもよかろうもん、車間詰めてもよかろうもん、合図出さんでもよかろうもん、信号守らんでもよかろうもんはダメ！！

3 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

- ★ 飲酒運転の根絶と妨害運転の防止：飲酒運転が厳罰化されて10年以上経ちますがいまだに、飲酒運転で検挙される人、飲酒運転による交通事故が後を絶ちません。地域全体で飲酒運転をし（四）ない運動に取り組みましょう。また「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転をして妨害運転を防止しましょう。

4 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- ★ 自転車ヘルメット着用の努力義務化：令和5年4月1日に施行された改正道路交通法により、全ての自転車利用者に対するヘルメット着用が努力義務化されました。自転車を利用する時はヘルメットを着用しましょう。

の4項目となっています。

自転車安全利用五則

- 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用



12月10日から16日までは
「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。

平成18年6月、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

拉致問題を風化させないため、理解と関心を持つことが大切です。

～拉致 必ず取り戻す～

マナーを守って正しい狩猟

11月15日から、狩猟期間に入ります。

昨年、県内での事故発生はなかったものの全国では10件発生しました。

事故を起こした方の特徴としては、10人中7人が60歳以上の方であり、このうち5人が猟銃等の所持歴が20年以上の方となっています。

ハンターの皆さんはルールとマナーを守って正しい狩猟を行うよう心がけ、事故の防止に努めてください。